



三重県公報

令和8年3月23日 (月)

第 703 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
8	電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 事 務 課)	2
病院事業庁管理規程			
1	三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	7
告 示			
172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	8
173	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	8
174	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	8
175	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(同)	8
176	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	9
178	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
179	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
180	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	11
181	同件	(同)	11
182	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	12
183	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	12
公 告			
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	13
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	13
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	14
	落札者を決定した旨	(教 育 委 員 会)	14

規 則

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第八号

電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を改正する規則

第一条 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則（昭和四十三年三重県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号。第三條において「規則」という。）第五百二十八條第一項の規定に基づき、電子計算組織による給与等の支出事務に関する特例を定めるものとする。</p> <p>（支出負担行為等の委任）</p>	<p>第一条 三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号。以下「規則」という。）第五百二十八條第一項の規定に基づき、電子計算組織による給与等の支出事務に関する特例を定めるものとする。</p> <p>（支出負担行為等の委任）</p>
<p>第二条 給与等の支出に関する支出負担行為及び支出命令については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者に委任する。</p>	<p>第二条 給与等の支出に関する支出負担行為及び支出命令については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者に委任する。</p>
<p>一 (略)</p> <p>一 教育委員会事務局及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）第三十條に規定する教育機関並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第三百二十五号）第一條に規定する学校（第九條において「小・中学校」という。） 教育長</p>	<p>一 (略)</p> <p>一 教育委員会事務局及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第六十二号）第三十條に規定する教育機関並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第三百二十五号）第一條に規定する学校（以下「小・中学校」という。） 教育長</p>
<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与支払事務)</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与支払事務)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>2 前項の規定により各職員に対して給与を支払ったときは、給与個人別明細書（第四号様式）又は期末・勤勉手当個人別明細書（第五号様式）（第九條において「精算証拠書」という。）にその受領をしたことについて当該職員に適宜の方法により示させなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により各職員に対して給与を支払ったときは、給与個人別明細書（第四号様式）又は期末・勤勉手当個人別明細書（第五号様式）（以下「精算証拠書」という。）にその受領をしたことについて当該職員に適宜の方法により示させなければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(給与システム等による特例)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(給与システム等による特例)</p>
<p>第十一条 会計管理者、所属長又は資金前渡受者がこの規則に基づき行う送付、通知その他の行為（以下この項において「送付等」という。）について、給与システム及び総務事務システム（次項及び第三項において「システム」という。）による処理を行う場合にあつては、当該処理をもつて送付等が行われたものとみなす。</p>	<p>第十一条 会計管理者、所属長又は資金前渡受者がこの規則に基づき行う送付、通知その他の行為（以下「送付等」という。）について、給与システム及び総務事務システム（以下「システム」という。）による処理を行う場合にあつては、当該処理をもつて送付等が行われたものとみなす。</p>
<p>2 この規則において定める様式について、システムにより当該様式の記載要件を具備した帳簿又は帳票（以</p>	<p>2 この規則において定める様式について、システムにより当該様式の記載要件を具備した帳簿又は帳票（以</p>

<p>下この項及び次項において「帳簿等」という。)の作成が行われるときは、当該帳簿等をもつて、当該様式に代えることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>下「帳簿等」という。)の作成が行われるときは、当該帳簿等をもつて、当該様式に代えることができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

第二条 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支出負担行為等の委任)</p> <p>第二条 給与等の支出に関する支出負担行為及び支出命令については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者に委任する。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 教育委員会事務局及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第三十条に規定する教育機関(第三項において「教育機関」という。)並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第三十五号)第一条に規定する学校(第九条において「小・中学校」という。) 教育長</p> <p>二 (略)</p> <p>3 教育長は、第一項第二号の規定により委任された事務のうち、船員作業手当の支出に関する事務を当該手当の支給を受ける職員が所属する教育機関の長に専断させる。</p>	<p>(支出負担行為等の委任)</p> <p>第二条 給与等の支出に関する支出負担行為及び支出命令については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者に委任する。</p> <p>一 (略)</p> <p>一 教育委員会事務局及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第三十条に規定する教育機関並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第三十五号)第一条に規定する学校(第九条において「小・中学校」という。) 教育長</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第三号様式から第五号様式までを次のように改める。

第 3 号様式 (第 3 条関係)

控 除 額 集 計 表

年度 月分

(単位 円)

会 計	
人 数	
支 給 総 額	
控 除 計	
共 済 短 期 掛 金	
共 済 子 ども ・ 子 育 て 掛 金	
共 済 介 護 掛 金	
共 済 厚 生 年 金 掛 金	
共 済 退 職 等 年 金 掛 金	
社 保 健 康 保 険 料	
社 保 健 保 料 の うち 子 ども ・ 子 育 て 掛 金	
社 保 介 護 保 険 料	
社 保 厚 生 年 金 保 険 料	
雇 用 保 険 料	
共 済 返 済 金	
共 済 物 資	
財 形 財 蓄	
そ の 他	
互 助 会 掛 金	
互 助 会 返 済 金	
公 舎 貸 付 料	
所 得 税	
住 民 税	
資 金 前 渡 額	
共 済 費 計	
共 済 短 期 負 担 金	
共 済 子 ども ・ 子 育 て 負 担 金	
共 済 介 護 負 担 金	
共 済 厚 年 負 担 金	
共 済 退 職 等 負 担 金	
共 済 年 金 拠 出 負 担 金	
共 済 経 過 長 期 負 担 金	
社 保 健 康 保 険 負 担 金	
社 保 介 護 保 険 負 担 金	
社 保 厚 生 年 金 負 担 金	

第 4 号様式（第 3 条、第 4 条、第 8 条関係）

年 月分 給 与 個 人 別 明 細 書

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
支給総額	控除計	支払額	内訳		
			A口座		
			B口座		
			C口座		
			現金		
給料関係	給料表一級一号給		給料異動日		
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額	管理職上限調整額	減額（給料）
手当関係					
扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当（非）	通勤手当（課）	単身赴任手当
時間外勤務手当	管理特別手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当（非）	宿日直手当（課）
管理職手当	初任給調整手当	特殊勤務手当（月額）	特殊勤務手当（日額）	特地・へき地手当	定通手当
普及・産教手当	義務教育特別手当	期末手当	勤勉手当		減額（その他手当）
控除関係	控除計				
共済 短期掛金	共済 子ども・子育て掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	
社保 健康保険料	社保健康保険のうち子ども・子育て掛金	社保 介護保険料	社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額
所得税	住民税	財産形成貯蓄	共済 返済金	共済物資	
互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他		
標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

第 5 号様式（第 3 条、第 4 条、第 8 条関係）

年 月分 期 末 ・ 勤 勉 手 当 個 人 別 明 細 書

支給年月日	職員番号	氏名	所属コード	所属名	
支給総額	控除計	支払額	内訳		
			A 口座		
			B 口座		
			C 口座		
			現金		
手当基礎関係	給料表一級一号給				
給料月額	給料の差額	給料の調整額	教職調整額	育児短時間の給料月額	管理職上限調整額
扶養手当	地域手当				
管理職加算率	管理職加算額	職務加算率	職務加算額	期末手当基礎額	勤勉手当基礎額
手当関係					
期末期間率	期末支給率	期末手当			調整額
勤勉成績率	勤勉期間率	勤勉支給率	勤勉手当		
控除関係	控除計				
共済 短期掛金	共済 子ども・子育て掛金	共済 介護掛金	共済 厚生年金掛金	共済 退職等年金掛金	
社保 健康保険料	社保健康保険のうち子ども・子育て掛金	社保 介護保険料	社保 厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額
所得税	住民税	財産形成貯蓄	共済 返済金	共済物資	
互助会掛金	互助会返済金	公舎貸付料	その他		
標準報酬月額					
適用開始	共済 短期	共済 厚生年金	共済 退職等年金	社保 健康保険	社保 厚生年金

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月二十二日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業庁職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員被服貸与規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員		品目	数量	期間(年)
病院	(1) 医師 歯科医師 薬剤師 診療放射線技師	白衣 白ズボン 白靴	1 1 2	1 1 1
	(2) 臨床検査技師	白衣 白ズボン 白靴	2 1 2	1 1 1
	(3) 看護師 准看護師 作業療法士 理学療法士	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ 白靴	2 2 2	1 1 1
	(4) 保育士	エプロン	2	1
	(5) 管理栄養士	白衣 帽子 白靴	2 1 2	1 1 1
	(6) 技術専門員 (看護等の助手業務に従事する者)	白衣 白ズボン 白靴	2 2 2	1 1 1
	(7) 技術専門員 (施設管理業務に従事する者)	作業服(上下)	1	1
	臨時又は非常勤の職員で副庁長等が認める者	各職種及び業務の区分に 準じて副庁長等が定め る。	予算の範 囲内にお いて副庁 長等が定 める。	副庁長等 が必要と 認める期 間
共通	副庁長等が必要と認める職員	業務上必要と認める消耗 品(一件500円以下のもの に限る。)	予算の範 囲内にお いて副庁 長等が定 める。	副庁長等 が必要と 認める期 間

備考1 白衣、白ズボン及び帽子で数量が1のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。

2 白衣及び白ズボンで数量が2のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を4とすることができる。この場合において、期間の欄中「1」とあるのは「2」とする。

附 則

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

2 この管理規程の施行の日前に改正前の三重県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与した被服等は、改正後の三重県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与した被服等とみなす。

告 示

三重県告示第 172 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	医療法人徳新会 四日市徳新会病院	四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	令和 8 年 3 月 1 日
薬局	つばめ薬局	津市野田 779 番地 1	令和 8 年 3 月 1 日
薬局	さつき薬局 三重名張店	名張市東町 1911-2 グレイスコート 1 階	令和 8 年 3 月 1 日
薬局	矢の五薬局 希中央店	名張市希中央 5 番町 19	令和 8 年 3 月 1 日
訪問看護	はたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 8 年 3 月 1 日
訪問看護	よっかいち心身クリニック	四日市市生桑町 89-1	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 173 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	アクア薬局波木店	四日市市波木町 347-2		薬局	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 174 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出がありました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称又は所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	ことら薬局富洲原店	とみすはら調剤薬局	ことら薬局富洲原店		薬局	令和 8 年 3 月 1 日
訪問看護	AP てれさ津訪問看護ステーション	津市一身田町 181-3	津市乙部 27-10		訪問看護	令和 8 年 1 月 1 日

三重県告示第 175 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100454	株式会社ハンズオン	愛知県名古屋市中区泉一丁目 21 番 27 号泉ファーストスクエア 803 号室	キッズエール桑名	桑名市柳原 48	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 1 日

2450201195	株式会社ハンズオン	愛知県名古屋市中区泉一丁目 21 番 27 号泉ファーストスクエア 803 号室	キッズエール四日市市日永	四日市市日永西四丁目 1 番 19 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 1 日
2450501297	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	子ども発達未来塾げいのう	津市芸濃町椋本 5142 番地 1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 176 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450100389	株式会社キッズエール三重	三重県桑名市柳原 48	キッズエール桑名	桑名市柳原 48 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 2 月 28 日
2450201112	株式会社キッズエール三重	三重県桑名市柳原 48	キッズエール四日市市日永	四日市市日永西四丁目 1 番 19 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 2 月 28 日
2450300591	特定非営利活動法人なごみ	三重県亀山市能褒野町 3 番地 13	ナチュレなごみ、放課後等デイエールなごみ	鈴鹿市伊船町 2840 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 1 日
2450501164	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	子ども発達未来塾椋本	津市芸濃町椋本 5142 番地 1	児童発達支援（共生型）、放課後等デイサービス（共生型）	令和 8 年 2 月 28 日

三重県告示第 177 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410101428	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市宝町六丁目 1 番地	ケアリアル訪問介護事業所 額田	桑名市額田 546 ザ・クイーンビクトリア E 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 1 日
2410202861	株式会社レアレア	三重県四日市市曾井町 1621 番地 1	ホームケアサービスポノポノ	四日市市小生町 229-186 3 B	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 1 日
2410302265	有限会社リビングスペース	三重県三重郡菰野町大字竹成 1689 番地	訪問介護 えにし	鈴鹿市下箕田 1 丁目 12-3 ベイサイド 105 号	居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日
2410702365	シンビオシス合同会社	三重県松阪市久保町 783 番地 1	ヘルパーステーションー花	松阪市大黒田町 1799-3 第三三恵ビル 202	居宅介護	令和 8 年 3 月 1 日
2410503862	株式会社フジ	三重県津市長岡町 800 番地 188	佳香	津市長岡町 800 番地 188	同行援護	令和 8 年 3 月 1 日
2410702381	株式会社 ZERO ONE	三重県松阪市久米町 1250 番地 3	行動援護 ゆいまる	松阪市久米町 1250 番地 3	行動援護	令和 8 年 3 月 1 日
2410202663	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星	三重県四日市市山城町 59 番地 4	茶夢	四日市市あさけが丘 2 丁目 1-42	生活介護	令和 8 年 3 月 1 日

	心会					
2410503946	株式会社セントレア	三重県津市一志町日置46番地	デイサービスいちし	津市一志町井関132番地9エレボールI1階(相談室2階)	生活介護(共生型)	令和8年3月1日
2410202853	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 四日市小杉町	四日市市小杉町917-1	短期入所	令和8年3月1日
2410801274	有限会社A U T O - S	三重県伊勢市上地町4817番地1	障がい者グループホーム こころの家	伊勢市御薊町高向975番地6	短期入所	令和8年3月1日
2410202838	N P O 法人みらい自然ファーム	三重県四日市市中浜田町3-28大進ビル1階	就労継続みらい四日市	四日市市中浜田町2-25 有限会社デザイン貸事務所1階	就労継続支援B型	令和8年3月1日
2410202846	株式会社リハス	石川県金沢市広岡三丁目3番77号	リハスワーク四日市	四日市市追分一丁目5番10号	就労継続支援B型	令和8年3月1日
2410302273	合同会社スカイホワイト	三重県鈴鹿市深溝町1666番地	緑化ファーム	鈴鹿市深溝町1666番地	就労継続支援B型	令和8年3月1日
2410702373	萩原工業株式会社	三重県四日市市広永町字蓮池31番1	Creator's Room 松阪	松阪市駅部田町140-1	就労継続支援B型	令和8年3月1日
2420202216	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム四日市小杉町	四日市市小杉町917-1	共同生活援助	令和8年3月1日
2420702009	株式会社れんと	三重県松阪市川井町2614番地	れんとホーム	松阪市内五曲町98番地2	共同生活援助	令和8年3月1日
2420800670	有限会社A U T O - S	三重県伊勢市上地町4817番地1	障がい者グループホーム こころの家	伊勢市御薊町高向975番地6	共同生活援助	令和8年3月1日

三重県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410300178	特定非営利活動法人さくらさくら	三重県鈴鹿市石薬師町171番地7	さくらさくら居宅介護事業所	鈴鹿市石薬師町171番地7	居宅介護、重度訪問介護	令和8年2月28日
2410801142	株式会社エムケイ・コーポレーション	三重県伊勢市小俣町湯田44番地	ポピーヘルパーステーション五十鈴川	伊勢市楠部町510番地86	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和8年2月28日
2410301457	特定非営利活動法人さくらさくら	三重県鈴鹿市石薬師町171番地7	さくらさくら通所介護事業所	鈴鹿市石薬師町171番地7	生活介護(共生型)	令和8年2月28日
2410503508	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾1453番地3	あゆみ野椋本生活介護	津市河芸濃町椋本5142番地1	生活介護	令和8年2月28日
2410101345	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市宝町6丁目1番地	オルトケアホーム額田	桑名市額田103、103番1	短期入所	令和8年2月28日
2410202663	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町59番地4	A s i a	四日市市あさけが丘2-1-42	自立訓練(生活訓練)	令和8年2月28日

2420100998	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市宝町6丁目1番地	オルトケアホーム額田	桑名市額田103番、103番1	共同生活援助	令和8年2月28日
------------	-----------	-----------------	------------	-----------------	--------	-----------

三重県告示第179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定一般相談支援の事業の廃止の届出がありました。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2430301545	特定非営利活動法人さくらさくら	三重県鈴鹿市石薬師町171番地7	アンカー相談支援事業所	鈴鹿市石薬師町171番地7	地域移行支援、地域定着支援	令和8年2月28日

三重県告示第180号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたので、同条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示する。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

令和3年4月1日 第76号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
合同会社みなみ農園	代表社員 南 友照	三重県伊賀市一之宮359番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
南 友照	玄米	K242017579

7 登録の更新日

令和8年3月6日

三重県告示第181号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたので、同条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示する。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成18年3月14日 第49号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
西部アレフ株式会社	代表取締役 中村 剛明	三重県伊勢市上地町2691番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中村 剛明	玄米	K242005572
岩本 直貴	玄米	K242008573
小嶋 伸幸	玄米	K242008574
丸山 光明	玄米	K242008575

7 登録の更新日

令和8年3月10日

三重県告示第182号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第183号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年3月23日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

奥田 和生

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市一志町石橋字工藤463の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

富田 秀男、森山 重松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市白山町福田山字村地 727

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 作業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 作業地域

三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 2 月 27 日に終了した旨、三重県尾鷲農林水産事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

北牟婁郡紀北町馬瀬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日

市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画公園
2・2・51号 坂部が丘1号公園
2・2・52号 坂部が丘中央公園
2・2・96号 坂部が丘中央公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 税制改正に係る令和 7 年度第 4 回総合税システム仕様変更業務
- 2 担 当 部 局 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 8 年 2 月 18 日
- 4 契 約 の 相 手 方 津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（三重）
シニアディレクター 村山 栄
- 5 契 約 金 額 58,531,220 円（うち消費税及び地方消費税 5,321,020 円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 23 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- 1 特定役務の名称 **【再掲】** 令和 7 年度～令和 10 年度 三重県総合教育センター清掃業務委託
- 2 担 当 部 局 津市大谷町 12 番地
三重県教育委員会事務局研修企画・支援課
- 3 落札者決定日 令和 8 年 3 月 5 日
- 4 落 札 者 三重県津市丸之内 9 番 13 号
丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男
- 5 落 札 金 額 入札価格 45,360,000 円
契約金額 49,896,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 7 年 12 月 26 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
